

発議第4号

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月27日提出

提出者

香芝市議会議会運営委員会

委員長 上田井 良二

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「香芝市議会議員」の次に「（以下「議員」という。）」を加え、「議会における会派及び」を削る。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを「（政務活動費の交付対象及び交付額）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「議員に対する」を削り、「25,000円」を「45,000円」に、「基準日」を「各月1日（以下「基準日」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政務活動費は、議員に対し交付する。

第4条を第2条とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「会派の代表者及び」を削り、同条第2項中「新たに結成された会派の代表者又は」を削り、同条を第3条とする。

第7条中「に係る会派及び議員」及び「会派の代表者及び当該」を削り、同条を第4条とする。

第8条第1項中「会派及び」を削り、同条を第5条とする。

第9条を削る。

第10条第1項中「会派の経理責任者及び」を削り、同条第2項中「会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた」及び「当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は」を削り、同条第4項中「会派の経理責任者及び」を削り、同条を第6条とする。

第11条中「会派の代表者又は当該」を削り、同条を第7条とする。

第12条第1項中「会派の代表者及び」を削り、同条第2項中「第7条」を「第4条」に改め、「会派の代表者及び」を削り、同条を第8条とする。

第13条第1項中「第6条」を「第3条」に改め、同条第2項中「会派又は」を削り、同条第4項中「会派及び」を削り、「第11条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第14条第1項中「第10条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第15条を第11条とする。

別表中「第8条」を「第5条」に、「会派又は議員」を「議員」に改め、「への議員又は会派の所属議員及び会派の雇用する職員」及び「又は会派として

」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の香芝市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度の政務活動費から適用する。

(令和5年度分の政務活動費の交付に係る手続についての読替え等)

- 2 令和5年度分の政務活動費の交付に係る新条例第3条の規定の適用については、同条第1項中「4月30日」とあるのは「7月31日」とする。
- 3 この条例の施行前に改正前の香芝市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 市長は、この条例の施行後速やかに、新条例の規定による令和5年度分の政務活動費の交付に関し、この条例の施行の際現に旧条例第7条の規定に基づく交付決定について変更の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(香芝市議会基本条例の一部改正)

- 5 香芝市議会基本条例（令和3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「会派及び」を削る。